公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７１９号
横浜市緑区西八朔町69番地２　オークビューＣ棟201号
債務者　大澤　美道
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２０号
山梨県甲府市中央４丁目12番13号
債務者　佐藤　和人
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
兵庫県姫路市苫編653番地６
債務者　湯淺ゆみこ
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３０号
北九州市小倉北区弁天町３番18―402号
債務者　オダハラ電機こと　小田原修一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９０号
北九州市八幡西区熊手３丁目１番４―805号
債務者　宮本　一樹
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４５１号
北九州市戸畑区北鳥旗町５番12―405号、住民票上の住所北九州市若松区修多羅３丁目６番25号
債務者　竹山　一博
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３５４号
静岡市葵区七間町７番地の８　セブンセンタービル602号
債務者　成岡　弘年
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９３号
名古屋市名東区牧の原１丁目1308　サンコーポ牧106、住民票上の住所愛知県日進市藤塚３丁目562番地
債務者　田渡康司朗
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４０号
名古屋市港区新船町３丁目１番地の39　大平マンション201号
債務者　神田自動車こと　神田　京子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４４６号
名古屋市熱田区旗屋町502番地
債務者　鈴木　英樹
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　章宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６４号
熊本市西区春日８丁目16番38号
債務者　三溝千代美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　武典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４１０号
名古屋市港区野跡３丁目５番７―401号　みなと荘
債務者　日比野明人
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３２号
堺市美原区平尾2448番地12
債務者　猪足　立志
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
奈良市法華寺町258番地の１　シティパレス本田203号
債務者　安田　里佳
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖谷　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４４２号
熊本市南区野口４丁目５番26号　ルーラルパレスⅠ―101
債務者　栃原　　勉
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雅則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１４２号
札幌市清田区北野５条５丁目12番20―201号
債務者　菊地　朝子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　光宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部